

## ～ “ 最低基準 ” をめぐる動向と対応について ～

### ( 第3次勧告「児童福祉施設等最低基準の廃止又は各自治体への条例委任」について )

先般10月8日に示された地方分権改革推進委員会第3次勧告の地方への権限移譲について、保育所の最低基準をトップに省令として実施している6項目を年内に実施すると一部報道により報じられました。当連盟においても、将来に向け、着実に地方分権を推進していく方向性には異論のあるところではありません。しかしそのためにも、全国の子どもの“育ちといのち”を支える保育所の最低基準(ナショナルミニマム)をその前提として進めていくことが何より重要であると考え全国の組織を通じて、各地の民主党議員の方々へ理解を広げる運動を展開しています(要望書について保育通信掲載予定)。

### ( 関係各方面の見解について )

この間、10月8日の細川副大臣と当連盟会長との懇談では「最低基準を中心とした基盤の部分を整備し、向上していくことは基本である」旨述べられ、積極的なご理解を頂きました。また、長妻厚労大臣は、13日の大臣閣議後記者会見で「『幼保一元化』をどうするかということ、第3次勧告で出た保育所の設置基準は関連しており、議論をするのであれば一体的な議論が必要」と今後の議論の課題として認識されている旨述べています。さらに、福島少子化対策担当大臣は「保育サービス等を含めた総合的な『子ども・子育てビジョン(仮称)』(新たな少子化社会対策大綱)」を策定するため、ワーキングチームをスタートさせることや「量の拡大には質の確保が前提である」ことについても述べられ、最低基準の確保には積極的理解を示されています。

また20日の長妻厚労大臣閣議後記者会見では、閣議で第三次勧告を国会に報告することについて報告がなされたことに触れると同時に、政府として初めて行った貧困率調査によって子どもの貧困率が14.2%であることを正式に発表されました。山井政務官からの補足として、「数字を公表した以上は、子ども手当も含めて、最低賃金引き上げや、様々な取り組みを通じて、貧困率、子どもの貧困率を引き下げる最大限の努力をしていきたい。」旨述べられています。子どもの生活のナショナルミニマム向上につながる方針が示されています。

なお、連盟として近く原口総務大臣、福島少子化対策担当大臣らに早急に面会をすることで調整しています。

### ( 当連盟の考え方について ～ 弱者を守るセーフティネットの大切さ ～ )

保育園における現行の制度と国基準においても、子どもの発達を保障する「未だ最下限」のものであり、先進諸国の基準及び予算と比しても、子どもの発達に関する研究結果からも、現在の最低基準の維持向上は何より求められる事項です。

こうした現状で、仮に「国による保育所の最低基準がなくなれば」、自治体は財政優先の立場から、各地域で認可外が多数でき、今の認可保育園も「詰め込み」になります。かつて認可外施設でたくさん子どもを受け入れ、ベッドに2人の赤ちゃんを寝かせていて、窒息死するという痛ましい事件がありました。認可外施設での死亡事故は、「率」に直せば認可保育園の10数倍にのぼります。「詰め込み」による待機児童対策に流れることは、子どもたち、すなわち日本の将来に禍根を残すこととなります。

同時に、都市部の土地の問題からくる保育所増設問題は、基準の緩和によって解決しうるものでもありません。また、自治体ごとの創意工夫に対して、国の基準は障害になるものではありません。一方で、国基準が低いために、施設・人員配置の整備を積極的に行える自治体とそうではない自治体の間には、保育の質や機能の面で、地域格差が発生しています。

国基準全体を向上させ、日本どこでも、子どもたちが健やかに育つことができる環境を、国が財源も含めて保障し、その土台の上に、自治体が、地域の実情に合わせ、それぞれの保育施策・子育て支援施策を築いていくことが望まれます。安心して子どもを生み育てられるための生活支援を確立させ、分権の意義や恩恵を住民が実感できる推進のためにも、子どもたちの「最善の利益」を保障し確立することが必要です。

( 少子化対策特別部会検討について ～ ますます重要になる“ 制度改革 ” ～ )

当連盟では、これまで同様に何より、少子化対策特別部会がこれまでとりまとめ示してきた“基本的考え方”(平成20年5月20日)とそれに基づく“第1次報告”(平成21年2月24日)をより充実・発展させることが基本であると考えています。現在、少子化対策特別部会保育専門委員会では、待機児童の早期解消も含めて新しい保育制度の在り方が議論されています。そうした中で提案されている「指定制」については、当面「待機児童」がいる地域に限定し、認可保育所への移行期間を設ける等により検討していくことも必要であると意見表明しています。近い将来、待機児童の解消と保育の質を向上させていくこと、そして、すべての子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを実現していくための当面の解消策として考えるものです。

( 待機児童を早期に解消するための「5つの提言」 )

さらに具体的には、当連盟として次のような事項を提示していく必要があると考えます。

- 1) 深刻な待機児童地域に限定した5年間の時限的施策を実施すること。
  - 2) 基準の弾力的運用で「指定制」を活用するため時限的に強化すること。  
\* 待機児童がいない地域には適用しない。
  - 3) 「子ども基金」を増やし初期投資資金 3,000 万円を社会福祉法人中心に補助すること。  
\* 貸借する空部屋等の改修工事費、備品等事業負担の軽減  
\* 医療・福祉機構からの借り入れ不可能なため。
  - 4) 市町村の負担を軽減するため保育所運営費にあてられる国補助金を時限的に 50% から「70%～80%」に引き上げること。  
\* 市町村が運営費等の負担が増えることを理由に消極的になることを防ぐ。
- (注) 東京都の認証保育所が短期間に増加したのは、面積基準を 3.3 平方から 2.5 平方に 0.8 平方に少なくしたことが直接的理由ではなく、初期投資として「改修費用」(3,000 万円)を補助したことが大きいと考えられる。
- 5) 基準の遵守を基本に NPO 法人等の認可外施設等の事業所を活用すること。

以上の保育園を取り巻く情勢と喫緊の課題に対応するために、会員園の皆様方のより一層のご協力をお願いいたします。

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。  
FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp